

別記 第● 日影

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う日影が影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、日影を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ただし、対象事業の実施により生じる日影の範囲が、対象事業実施区域内又はその周辺の道路、鉄道の敷地内、河川等の水面内（ただし、その河川等に文化財保護法に指定等されている保護すべき動植物が生息・生育している場合を除く。）若しくは工業専用地域内に限定される場合は、日影を選定しないことができる。この場合は、関連する時刻別日影図及び等時間日影図で明らかにすること。

ア 存在・供用時に、「高層建築物の建設」の対象事業で、日影が生じることによる影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」の対象事業で、高架道路又は高架鉄道等の設置に伴い、周辺の土地利用状況から、日影が生じることによる影響が予想される場合

ウ 存在・供用時に、「電気工作物（風力発電施設）」の対象事業で、ブレードの回転により日影が地上に生じることによる明暗の影響が予想される場合

エ その他日影が生じることによる影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 日影の状況

対象事業の実施により日影が生じると予想される地域の主要な地点における日影の時刻、時間数等について把握する。

(ア) 地形の状況

(イ) 土地利用の状況

(ウ) 日影に配慮すべき農地の状況

(エ) 既存の工作物の位置及び規模

(オ) 既存の工作物のうち、対象事業の建設予定の工作物との複合影響が生じると想定される工作物からの日影の状況

必要に応じて、既存の工作物による日影の範囲、時間数等を把握する。

イ 関係法令、計画等

- (ア) 建築基準法
- (イ) 横浜市建築基準条例
- (ウ) 都市計画法
- (エ) その他必要なもの

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要な事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 日影の状況

- (ア) 調査地域

対象事業の実施により日影が生じると想定される範囲とする。

- (イ) 調査方法

原則として、最新の既存資料の収集整理及び現地調査による。

現地調査を行う場合は、一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

- (ウ) 調査時期

原則として、冬至日とする。日影に配慮すべき農地がある場合は、必要に応じて春分日（秋分日）又は夏至日についても行う。

イ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

- (ア) 調査地域

原則として「ア 日影の状況」の調査地域とする。

- (イ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査及び関係機関へのヒアリングを行う。

- (ウ) 調査時期

原則として、「ア 日影の状況」の調査時期とする。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 日影による影響を最小限にとどめる水準
- (2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 冬至日の日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の変化の程度

必要に応じて、冬至日以外の日も含む。

イ 日影に配慮すべき農地が日影となる時刻、時間数等の変化の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 日影の状況」の調査地域を勘案して、対象となる日影の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 日影の状況」の調査地点及び調査結果を勘案し、対象となる日影の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

原則として対象事業の供用後、対象事業に係る工作物の工事の完了後とする。

なお、予測時期は原則として冬至日とするが、日影に配慮すべき農地がある場合は、必要に応じて春分日（秋分日）又は夏至日についても予測する。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 建設予定の工作物の規模、配置等

b 土地の改変計画の内容

c 日影を受ける既存工作物の規模、配置等

d その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として、定量的に把握する方法とし、対象事業の内容、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

a 時刻別日影図、等時間日影図を作成する方法

(a) 予測は、全て真太陽時により行う。

(b) 日影図の作成は、太陽高度により決定される真北を基準とする。

(c) 予測測定面は、計画地又は周辺地域の地盤面とする。なお、周辺の地形が北下がり斜面である場合等、特に著しい影響を与えるおそれがある場合は、実情に合わせた測定面を設定する。

(d) 時刻別日影図は、日影曲線による方法、日ざし曲線による方法、コンピューターによる方法等により、冬至日の午前8時から午後4時までの1時間又は30分ごとの日影図を作成し、その日影範囲を地図上に表現する。

b コンピューターグラフィックを用いた方法

- c 天空図又は天空写真を作成する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項のうちから適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 時刻別日影図、等時間日影図
- イ 日影に配慮すべき農地における日影の状況の変化
- ウ 天空図又は天空写真
- エ その他適切な事項

5 評価

原則として、視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が日影に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 存在・供用時

- ア 工作物に関する措置
 - 高さ、位置、向き、形状
- イ 高架道路、高架鉄道及び軌道における透光性のある遮音壁に関する措置
- ウ 盛土等の形状に関する措置
- エ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

- ア 事後調査の頻度
 - 予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 事後調査時期
 - 原則として予測時期とする。
- ウ 事後調査地点
 - 原則として予測地点とする。
- エ 事後調査方法
 - 原則として現地調査及び関連資料の整理とする。